



個別補償モデル対策が 4月から実施されます

米のモデル事業

(米戸別所得補償モデル事業)

4月から、農業の新しい制度「戸別所得補償モデル対策」が実施されます。農業者の減少や高齢化、農業所得の減少といった危機的状況にある農業を、食料自給率の向上とともに再生させることを目的に実施されるものです。来年度の本格実施に向け、「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業がセットで行われます。

自給率向上のための環境整備を図るため、米の生産数量目標に従って生産する販売農家の皆さんに対し支援をします。米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。▽交付単価(全国一律/10㍗当たり)・定額部分：1万5千円

・変動部分：22年度の販売価格が、過去3年間の販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定
▽交付対象者 「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家のうち、水稲共済加入者または平成21年度の出荷・販売の実績がある方

自給率向上事業

(水田利活用自給力向上事業)

自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家の皆さんに対し、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

▽交付単価(全国一律/10㍗当たり)
・麦、大豆 4万5000円
・飼料作物 2万7400円
・その他作物 5000円
5000円～1万2000円

申請が必要です

モデル対策に加入し、交付金を受け取るためには、6月末までに申請が必要です。対象者には申請書類を5月中に送付しますので、加入を希望する方は申請してください。

◆問い合わせ 岩手農政事務所個別補償制度モデル対策推進室(☎019-624-1125)または町農林課農業振興担当(☎82-3111内線212)へどうぞ。

農業労賃標準額が改定

平成22年度の町農業労賃標準額が次のとおり決まりました。適用期間は4月1日から来年3月31日までです。雇う人も雇われる人も標準額を守りましょう。

◆機械の部

種別	使用機械・区分	単位	標準額	
水田作業	耕起	耕運機およびトラクター	10㍗ 5,900円	
	代かき	〃	〃 6,700円	
	くろぬり	くろぬり機	1㍗ 50円	
	田植え	田植機	10㍗ 6,500円	
	刈り取り結束	バインダー	〃 7,300円	
	刈り取り脱穀	コンバイン	5㍗未満	〃 17,000円
			10㍗未満	〃 16,000円
			10㍗以上	〃 15,000円
	乾燥	乾燥機	〃 7,400円	
	脱穀	全自動脱穀機	1時間 4,000円	
転作田草刈り	特に設定なし	10㍗ 5,000円		
畑作業	全般	耕運機およびトラクター	〃 5,800円	
	種まき	コーンプランター	〃 3,000円	
	刈り取り	コーンハーベスター	〃 9,000円	
	牧草こん包	ロールベアラ	1個 1,500円	
	牧草ラッピング	ラッピングマシン	〃 1,500円	
共通	たい肥散布	マニアスプレッター	10㍗ 3,000円	

- 注1 標準額には、オペレーター賃金と燃料費が含まれる。
注2 湿田の耕起、刈り取り脱穀(コンバイン)は1,000円増しとする。
注3 刈り取り結束(バインダー)の結束用縄代は、委託者負担とする。
注4 牧草こん包(ロールベアラ)の基準は1㍗×1㍗とする。
注5 牧草ラッピングは、ラップフィルム代を含む。
注6 5㍗未満の代かきは、1割増しとする。
注7 もみの運搬費用は、10㍗当たり1,000円とする。
注8 その他詳細については、両者の話し合いで決めることとする。

◆人力の部

種別	金額	標準額 (1日8時間)	超過額 (1時間当たり)
水田作業		5,200円	800円
畑作業		5,100円	800円

- 注1 畑作業のパートは1時間当たり650円とする。
注2 超過額は1日8時間を越えた場合1時間単位で加える。

◆問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線214)へどうぞ。

固定資産課税台帳の縦覧制度

自分の資産を確認できます

町では、平成22年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産（土地・家屋）の価格が適正かどうか判断するために、縦覧名簿によりほかの固定資産の評価額や面積などをご覧いただける制度です。ただし、所有者名や課税内容は見るできません。

なお、地域ごとの宅地の標準的な価格は、路線価図の公開制度で閲覧することができます。

▷縦覧期間 4月1日～30日（土・日曜日、祝日は除く）

▷縦覧時間 午前8時半～午後5時半

▷縦覧場所 町税務課

▷縦覧できる人 納税義務者、納税管理人、代理人など
※納税通知書または運転免許証・保険証など、本人の確認ができるものをお持ちください。なお、代理人の場合は委任状が必要となります。

船越地区（1～17地割）の課税面積が 国土調査完了により変更になります

昨年、船越地区（船越第1地割から第17地割）の国土調査が終了したことに伴い、固定資産税の土地の課税面積が、国土調査前の面積から調査後の面積へと変更になります。調査前より調査後の土地の面積が増えた方は、昨年と比べて固定資産税が上がる場合があります。詳しくは町税務課資産税係までお問い合わせください。

◆問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113）
へどうぞ。

町の雇用対策

2つの事業を新たに実施

町では、新たな雇用対策として、本年度次の2つの事業を実施します。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

新卒者ふるさと就職促進奨励金

新卒者の雇用の促進を図るため、新卒者を採用した事業主にに対し、奨励金を交付します。

▽補助対象事業主 町内および宮古市、大槌町、釜石市の事業主

▽対象となる新卒者 町内在住か山田町出身で、平成21年度に中学校や高校、大学、専門学校などを卒業し、2月8日から6月19日までに採用内定を受けた人

▽奨励金額 1人につき48万円

離職者資格取得支援事業補助金

離職者の就業を支援するため、資格や免許の取得のために要した経費に対し、補助金を交付します。

▽補助対象者 町内在住の離職者で、宮古職業訓練協会または釜石職業訓練協会にて実施する離職者を対象とした職業訓練過程を受講し、資格や免許を取得した人

▽補助対象経費 受験料やテキスト代、保険料など

▽補助金額 補助対象経費の3分の2（上限20万円）

◆問い合わせ 町水産商工課商工労働係（☎82-3111内線224）
へどうぞ。

低所得者の介護保険料減免制度

対象となる方は お早めに手続きを

町では、収入が一定以下の方を対象に、介護保険料の軽減制度を行っています。対象となるのは、老齢福祉年金受給者および老齢福祉年金以下の収入で、一定条件を満たしている人です（下表参照）。

保険料の減額を受けるためには本人の申請が必要となりますので、対象となる方はお早めに手続きを行ってください。

◆問い合わせ 町国保介護課介護保険係（☎82-3111内線134）へどうぞ。

◆介護保険料軽減制度の概要

区分	軽減の対象となる人	軽減の内容
I	1 老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が非課税 2 老齢福祉年金以下の収入で、次の4つの要件をすべて満たし、生活保護を受けていない人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない——人	保険料段階第1段階の半額の保険料相当額に軽減（年額24,000円→12,000円に軽減）
II	1 災害により著しい損害を受けたとき 2 世帯生計維持者の死亡または長期入院などで収入が著しく減少したとき 3 世帯生計維持者の収入が事業の休止、失業などにより著しく減少したとき 4 世帯生計維持者の収入が不漁、不作などにより著しく減少したとき	本来納めるべき保険料段階から1段階分軽減
III	保険料段階が第3段階で、次の4つの要件をすべて満たす人。▶世帯全員が住民税非課税▶世帯の年間収入が120万円以下（3人目から1人につき40万円を加算）▶住民税課税者に扶養されていない▶100万円以上の預貯金など一定以上の資産を所有していない——人	保険料段階第3段階を第1段階の保険料に軽減（年額36,000円→24,000円に軽減）